

平成22年1月29日裁決

主文

社会保険庁長官が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対し、老齢基礎年金及び老齢厚生年金を支給しないとした処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 既に平成〇年〇月〇日に65歳に到達している請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、老齢厚生年金及び老齢基礎年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の裁定を請求した。

2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人は老齢給付を受けるために必要な資格要件を満たしていないという理由で、同人に対し、同給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。不服の主な理由は、「略」。

第3 問題点

1 請求人は、昭和〇年〇月〇日生の男子であるが、同人が老齢給付の受給権を取得するためには、老齢厚生年金については厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年期間」という。)を有する外、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上であることが必要である(厚生年金保険法第42条、同法附則第14条第1項、国民年金法(以下「国年法」という。)第26条、同法附則第7条第1項及び第9条並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。)附

則第8条第4項及び第5項参照)。一方、老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上であることが必要である(国年法第26条、同法附則第7条第1項及び第9条並びに60年法附則第8条第4項及び第5項参照)。

なお、前記合算対象期間には、20歳に達した日の翌日から65歳に達する日の前日までの間に日本国籍を取得した者の日本国内に住所を有していた期間であって、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律による改正前の国民年金法第7条第1項に該当しなかったため国民年金の被保険者とならなかった期間(昭和〇年〇月から同〇年〇月までの期間であり、かつ、20歳に到達した月後60歳に到達する月前の期間であって、被用者年金各法の被保険者又は組合員期間等を除いたもの)が含まれる(60年法附則第8条第5項第10号)。

2 請求人が、平成〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点で、保険料納付済期間(厚年期間)〇〇〇月を有し、保険料免除期間を有しないことに関しては、当事者間に争いはない。そして請求人は、前記第2の3に記した理由を申し立てて、同人が20歳に到達した昭和〇年〇月〇日以降同〇年〇月末日までの同人が日本国内に居住しながら外国人として取り扱われた期間〇〇〇月(以下「本件係争期間」という。)を合算対象期間と認めるよう求めているのであるから、本件の問題点は、同人の上記申立てが、本件に係る具体的事実関係と前記1の関係法令に照らして認められるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「楽」

2 本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 本件係争期間は、請求人の母であるAとBとの婚姻が無効になったことにより、遡って、日本国籍を有する者が日本国内に住所を有し、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間とされた。そのため、上記期間は、単なる保険料未納期間となり、前記第3の1の法規定をそのまま適用すれば、合算対象期間とされない。
- (2) しかしながら、請求人は、同人の外国人登録が取り消されるまでは、本件係争期間について、たとえ国民年金の保険料を納付しようとしてもそれが認められなかったことは、疑いのない事実である。そうして、本件においては、請求人が本件係争期間中日本国籍を有しないとされたのは、同人の故意・過失によるものではなく、同人にそれを利用して、国民年金の保険料負担義務を免れようとの意図があったと認めることは到底できない。
- (3) そうすると、合算対象期間制度が、定住外国人であっても国民年金の加入が認められなかったこと等により十分な保険料納付済期間を有しない者についても、国民皆年金体制での老後保障を行うために設けられた経緯を考慮すると、本件の場合、本件係争期間を合算対象期間と認めたところで、それによって社会保険秩序が揺るがされるわけでもなく、反対に、それを認めないことは、著しく不当であると言わざるを得ない。
- (4) 以上のことから、本件係争期間が合算対象期間と認められれば、請求人は老齢給付の資格要件を満たすことになるから、これと趣旨を異にする原処分は、取消しを免れ得ない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。